

条例形質変更時要届出区域台帳

整理番号	R5条-126	指定番号・指定年月日	条指-65・令和5年12月15日	所在地	金沢区昭和町3,175番21の一部（地番）			
調製・訂正年月日	令和5年12月15日調製（新規指定、事業所廃止時調査）、令和6年2月9日訂正（形質変更①届出）							
条例形質変更時要届出区域の概況	事業所跡地			面積	310.031平方メートル			
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった条例土壌汚染状況調査の結果により指定された条例形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類				/				
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した条例土壌汚染状況調査の結果により指定された条例形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由								
汚染の除去等の措置が講じられた条例形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置								
規則第59条の28第1項第4号から第6号までに該当する土地にあつては、その旨								
条例形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	調査の契機	調査を行った特定有害物質の種類	土壌の汚染状態	地下水の汚染状態 (溶出量基準不適合の場合)	指定調査機関の名称		
	①令和5年10月24日 ②令和5年11月24日	①形質変更 ②全部廃止	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物	適合	/	株式会社タツノ		
				鉛及びその化合物			溶出量基準	適合
							含有量基準	不適合
				砒素及びその化合物			溶出量基準	不適合
	含有量基準	適合						
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌の搬出	汚染土壌の処理方法		
①	令和6年2月5日 (令和6年2月26日)	令和6年5月10日 予定	土壌掘削、地下タンク撤去	出光興産株式会社	有・無	分別等処理		

(A4)

(備考) 台帳は、事業者から報告された届出書（地歴調査、分析調査、対策完了等）に基づき作成しています。
土壌の汚染状態が「適合」や「対策完了」の場合であっても、横浜市が当該土地に汚染が存在しないことを保証するものではありません。